様式第６（第５条第２項関係）

認定書

番　　号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令第11条第１項の規定に基づき、下記１の研究は、下記２の国有の試験研究施設を使用して行うことが中核的研究機関が現に行っている研究と関連すると認定する。

年　　月　　日

文部科学大臣　　印

記

１　研究の概要及び当該研究を行う者
２　１の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設
３　２の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。